

定 款

一般社団法人 ぎふ総合健診センター

一般社団法人 ぎふ総合健診センター定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人ぎふ総合健診センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市日置江 4 丁目 47 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、岐阜県域を中心に、諸法制度等に基づき、関係諸機関との協力のもとに、疾病の予防、心身の健康保持・増進、疾病の治療に関する必要な諸事業を行い、広く社会一般の人々の健康、安心の確保・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働安全衛生法、じん肺法等に定める健康診断及び健康保持増進のための事業
- (2) 生活習慣病等の予防及び健康診断・保健指導に関する事業
- (3) 県民及び周辺住民の健康維持・増進を目的とする国民健康保険法・高齢者医療の確保に関する法律に基づく健康診断及び保健指導に関する事業
- (4) 感染症の予防及び予防対策に関する事業
- (5) 健康診断に関連する保健指導及び栄養指導に関する事業

- (6) 診療所及び病院における保険診療に関する事業
- (7) メンタルヘルスケア相談・助言及び診療に関する事業
- (8) 健康診断及び保健指導に関する調査研究及び統計に関する事業
- (9) 作業環境及び生活環境確保に関する諸法令に基づく測定・検査・指導に関する事業
- (10) 労働者・住民の健康保持に関する書籍等の企画制作と販売に関する事業
- (11) 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令並びに一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持増進等の普及啓発、支援の事業
- (12) 労働安全衛生法及び関係法令に定める資格付与及び教育の事業
- (13) 類似目的の公益法人等への寄附
- (14) その他この法人の目的達成のために行う各種事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 寄附等によってこの法人を賛助する者
- (3) 名誉会員 この法人に対して功績のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 会計監査人の選任又は解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、会長は、総会の日々の 2 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合は副会長が、会長、副会長が欠席の場合は専務理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1

項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員及び会計監査人の設置等)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 この法人に、会計監査人を1名置く。
- 3 理事のうち1名を会長とし、副会長、専務理事、常務理事をそれぞれ2名以内とし、所長を委嘱された理事或いは事務局長を委嘱された理事をそれぞれ1名以内とする。
- 4 前項の会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、常務理事、及び所長或いは事務局長を委嘱された理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(役員等の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び所長或いは事務局長を委嘱された理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、専務理事、常務理事及び所長或いは事務局長を委嘱された理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計

算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員等の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。改選時以外に選任された増員理事の任期についても、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

6 会計監査人は、前項の定時総会において別段の決議がされなかったときは、その定時総会において再任されたものとみなす。

(役員等の解任)

第 28 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員等の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、

総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人の報酬等は、理事会が監事の同意を得てこれを定める。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第 30 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事並びに会計監査人が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第 31 条 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等（業務執行理事もしくは当法人の使用人でない理事及び監事並びに会計監査人）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 相 談 役

(相談役)

第 32 条 この法人に相談役を置くことができる。

2 相談役は理事会において選任する。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び所長或いは事務局長を委嘱された理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長、専務理事又は常務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第 3 号から第 5 号の書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

- 3 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時総会

への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

- 4 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第48条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第 1 1 章 補 則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は、小川信也 とする。
- 3 この法人の最初の専務理事（代表理事）は、生田健一 とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、田中由利子 とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人 ぎふ総合健診センター定款改正履歴

- 1 平成 24 年 6 月 13 日 新規に制定する
- 2 平成 25 年 6 月 18 日 第 22 条 3 変更
- 3 平成 25 年 9 月 9 日 第 12 条 (4) 変更、第 5 章表題変更、第 22 条 (括弧書変更) 2 新設、第 23 条 (括弧書変更) 変更、第 26 条新設、第 26 条～第 48 条番号繰り下げて第 27 条～第 49 条, 第 27 条(括弧書変更) 5・6 新設、第 28 条(括弧書変更) 変更、第 29 条(括弧書変更) 2 新設、第 30 条 (括弧書変更) 変更、第 31 条 (括弧書変更) 変更、第 43 条 1・2・4 変更 3 新設
- 4 平成 27 年 6 月 18 日 第 22 条 4 変更、第 27 条 3 追加、第 31 条変更、第 6 章新設、第 32 条新設、第 32 条 2 新設、第 6 章～第 10 章番号繰り下げ、第 32 条～第 49 条番号繰り下げ
- 5 令和 2 年 6 月 15 日 第 22 条 3・4 変更、第 23 条 2 変更、第 24 条 3 変更、第 34 条 (3) 変更